

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

(平成27年9月～平成28年8月)

平成29年4月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１６の規定に基づき、平成２７年９月１日から平成２８年３月３１日までの間における電力取引監視等委員会及び平成２８年４月１日から平成２８年８月３１日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

平成２９年４月２８日

電力・ガス取引監視等委員会
委員長 八田達夫

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況 目次

序論

- 第1 電力・ガス取引監視等委員会について
- 第2 役割
- 第3 組織

本論

- 第1章 電力小売全面自由化に向けた取組
 - 第1 小売電気事業及び小売供給の登録に係る審査
 - 第2 託送供給等約款の認可申請に係る審査
 - 第3 各種ガイドラインの整備
 - 第4 広報、消費者保護対策
- 第2章 適正な取引確保のための厳正な監視等
 - 第1 電力小売全面自由化後の市場の動向
 - 第2 監視に必要な情報の収集等
 - 第3 小売電気事業者に対する指導等
 - 第4 一般送配電事業者に対する指導等
 - 第5 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価
 - 第6 監査
 - 第7 紛争処理
- 第3章 更なる効率化、競争促進のための取組
 - 第1 卸電力市場の活性化に向けた検討
 - 第2 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方の検討
 - 第3 電力の小売営業に関する指針の改定
 - 第4 ネガワット取引に係る環境整備
 - 第5 一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る検討
 - 第6 電力市場における競争状況の評価に向けた検討
- 第4章 ガス小売全面自由化に向けた取組等
 - 第1 ガス小売全面自由化に向けた取組
 - 第2 熱供給事業の規制の合理化に係る取組

参考資料

- 第1 委員会における審議経緯
- 第2 委員会建議等（一覧）
- 第3 電気託送供給等約款の査定
- 第4 電力の小売営業に関する指針
- 第5 適正な電力取引についての指針
- 第6 新しい火力電源入札の運用に係る指針

序論

第1 電力・ガス取引監視等委員会について

平成27年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年9月1日に設立された。平成28年4月1日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会（以下、電力取引監視等委員会、電力・ガス取引監視等委員会のいずれも「委員会」という。）に改称された。

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。

【委員名簿】

（委員長）

八田 達夫 アジア成長研究所 所長
大阪大学社会経済研究所 招聘教授

（委員）

稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士

林 泰弘 早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授
スマート社会技術融合研究機構機構長

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社 マネージングディレクター

箕輪 恵美子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

※役職は、平成28年8月時点

第2 役割

1. 厳正な監視

委員会は、電気・ガスの消費者の利益の保護、既存事業者・新規参入者間の健全な競争の確保を図るため、監査、報告徴収、立入検査等により、厳正な監視を行う。

不適正な行為があった場合、委員会は自ら事業者に対して業務改善勧告を行うほか、経済産業大臣に対して事業者に対して業務改善命令を行うよう勧告等ができる。

<監視すべき行為の例>

(消費者利益の保護関係)

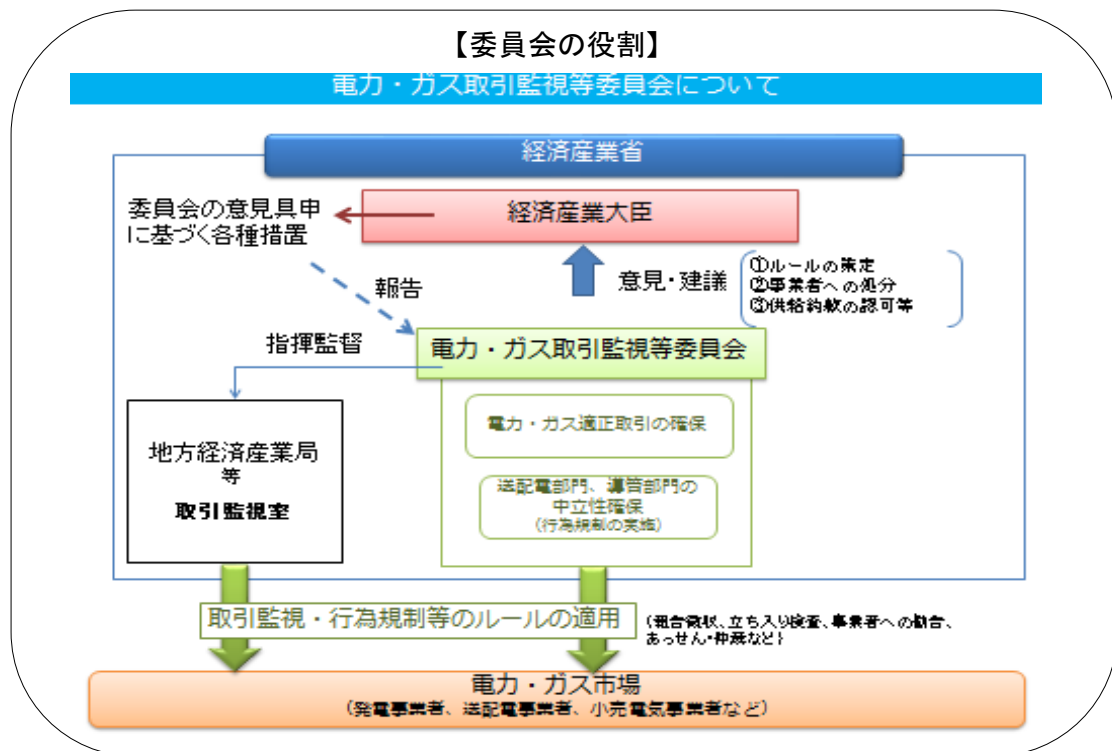
- ・電源構成や地産地消等について、消費者に虚偽の説明をする行為
- ・需要家が解約を申し出た際に、法外な額の解約金を請求する行為

(旧一般電気事業者や旧一般ガス事業者等と新規参入者の健全な競争関係)

- ・大手事業者が新規参入者に対抗して、著しく低い小売料金を提示する行為
- ・大手事業者が卸電力取引所への売入札について、正当な理由なく入札量を制限する／入札価格を高く設定する行為
- ・新規参入者の発電所や製造所より自社の発電所や製造所を優先的にネットワークに接続する行為
- ・ネットワーク関連業務で知った新規参入者の情報を自社の営業部門に伝える行為

2. 意見・建議

委員会は、市場における適正な取引を確保し、健全な競争を促すため、必要なルールづくりなどに関して、経済産業大臣へ意見・建議を行う。

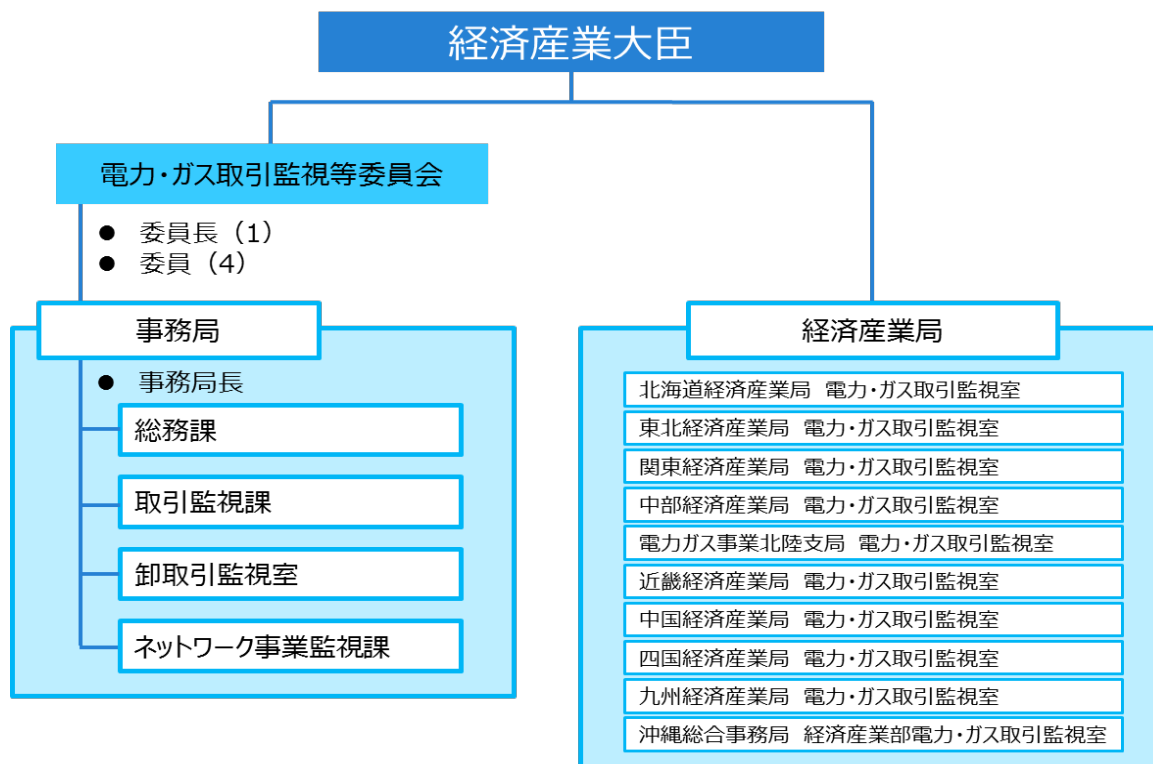


第3 組織

委員会には、総務課、取引監視課、ネットワーク事業監視課からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局等においても取引監視室が設置されている。

また、委員会の下には、平成28年8月末時点で、制度設計専門会合、料金審査専門会合、火力電源入札専門会合の3つの専門会合が設置されている。

【委員会 組織図】



【委員会、専門会合の開催状況】

会合名	開催時期	開催回数 (平成28年8月末時点)
電力・ガス取引監視等委員会	平成27年9月1日～	46回
制度設計専門会合	平成27年10月9日～	9回
電気料金審査専門会合 ※平成28年8月から、 「料金審査専門会合」に改称	平成27年9月4日～	15回
火力電源入札専門会合	平成27年12月22日～	4回

本論

第1章 電力小売全面自由化に向けた取組

第1 小売電気事業及び小売供給の登録に係る審査

平成28年4月の電力小売全面自由化に先立って、平成27年8月から小売電気事業及び小売供給の事前登録受付を開始し、順次審査を行った。

平成28年8月末までに、396件（小売電気事業384件、小売供給12件）の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、355件（小売電気事業339件、小売供給16件）が登録された。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が、最大需要電力に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みや小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがあるか、委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

【登録に係る手続きフローと登録審査に係る条文（抜粋）】

<登録に係る手続きフロー>

事前に広域的運営推進機関に加入していない場合

広域的運営推進機関への加入手続



①経済産業大臣に登録申請書を提出



②経済産業大臣
による審査

②電力取引監視
等委員会による
審査



③経済産業大臣による登録・通知

※標準処理期間は1カ月

<登録審査に係る条文（抜粋）>

・電気事業法第2条の4第1項

経済産業大臣は、第2条の2の登録の申請があつた場合においては、**次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き**、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一、二（略）

・電気事業法第2条の5第1項

経済産業大臣は、第2条の3第1項の申請書を提出した者が**次の各号のいずれかに該当するとき**、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、**その登録を拒否しなければならない**。

一～三（略）

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な**供給能力を確保**できる見込みがないと認められる者**その他の電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者**

第2 託送供給等約款の認可申請に係る審査

平成28年4月の電力小売全面自由化に向け、平成27年7月、旧一般電気事業者10社は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「第2弾改正法」という。）附則第9条第1項に基づき、低圧向けを含む新たな託送料金等を内容とする託送供給等約款の認可申請を行った。これを受け、同年9月1日に経済産業大臣から委員会に対し、意見の求めがなされた。

委員会は、申請された託送供給等約款を中立的・客観的かつ専門的な観点から検討するため、電気料金審査専門会合（座長：安念潤司 中央大学法科大学院教授）を設置した。電気料金審査専門会合は、同年9月から12月までの4か月間にわたって合計11回開催され、加えて、委員3人が一組となって担当分野の契約証等の詳細資料について個別に審査を行うなど、申請内容について厳正に審査を行った。

その中では、東日本大震災以降に供給約款の認可を受けた北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力及び九州電力については、制度改正を受けた対応が適正に反映されているかを中心に審査した。また、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の3社については、託送原価の適正性も含めて審査を行った。これらの審査に当たっては、パブリックコメントの結果も考慮した。

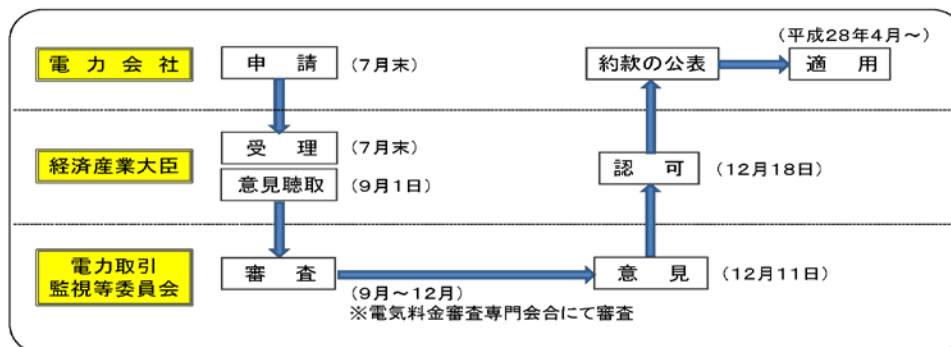
電気料金審査専門会合は同年12月2日に「査定方針案」を取りまとめ、それを踏まえて、委員会は同月11日に意見（査定方針）を経済産業大臣に提出した。

この意見を踏まえ、経済産業大臣は「査定方針」に基づく申請内容の修正を提出するよう各社に指示を出し、同月18日に10社の託送供給等約款を認可した。

【託送料金認可手続き】

託送料金については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第9条第1項に基づき電力会社から認可申請が提出された場合、経済産業大臣は、電力取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行う。

託送料金認可プロセス



託送供給等約款認可申請に係る審査について

- 平成27年7月に電力会社から経済産業省に提出された認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、「電気料金審査専門会合」(座長: 安念潤司 中央大学法科大学院教授)において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- 電気料金審査専門会合がとりまとめた査定方針案をもって、電力取引監視等委員会において検討を行い、同年12月11日の第14回電力取引監視等委員会において査定方針を策定した。

申請の概要

1. 各社の託送料金原価(10社) 3年平均 (億円)										
	北海道		東北		東京		中部		北陸	
	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請
低圧	1,279	1,300	2,848	2,797	9,388	9,098	3,649	3,677	792	763
高圧	552	576	1,408	1,425	3,900	3,887	1,696	1,692	452	445
特別高圧	67	75	383	405	1,603	1,645	735	748	134	146
計	1,898	1,951	4,639	4,627	14,891	14,630	6,081	6,117	1,379	1,353

2. 北陸電力、中国電力及び沖縄電力の託送料金原価の内訳(3社) 3年平均 (億円)										
	北陸		中国		四国		九州		沖縄	
	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請
低圧	4,394	4,225	2,017	1,752	1,000	970	2,897	2,926	336	391
高圧	1,930	1,920	891	800	438	437	1,124	1,174	130	196
特別高圧	950	973	347	334	104	108	390	436	24	58
計	7,274	7,118	3,255	2,887	1,542	1,515	4,412	4,536	490	645

※各社の低圧及び沖縄電力の高圧は新設のため前回改定は試算値

電気料金審査専門会合委員

(座長) (専門委員)		(敬称略)
安念 潤司	中央大学法科大学院 教授	
(委員)		
園尾 雅則	SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター	
箕輪 恵美子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士	
(専門委員)		
秋池 玲子	ポストンコンサルティング グループ	
	シニア・パートナー&マネージング・ディレクター	
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長	
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問	
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授	
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士	
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授	

検討の経緯

平成27年 7月29日	北陸電力、中国電力、沖縄電力より託送料金認可申請の提出
7月31日	北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力より託送料金認可申請の提出
9月 1日	経済産業大臣より電力取引監視等委員会へ意見聴取

＜電気料金審査専門会合において審議＞

- 第1回(9月4日) 概要説明①(北陸、中国、沖縄)
第2回(9月7日) 概要説明②(北海道、東北、東京、中部、関西、四国、九州)
第3回(9月10日) 前提計画(需要想定・設備投資計画)、個別の原価①(人員計画・人件費)(北陸、中国、沖縄)
第4回(9月18日) 個別の原価②(経営効率化計画、設備投資関連費用、修繕費、スマートメーター関連費用)(北陸、中国、沖縄)
第5回(10月8日) 個別の原価③(燃料費、購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益)(北陸、中国、沖縄)
※以降、委員が3人1組になって査定方針案の検討
第6回(10月22日) 制度変更等に係る論点①(需要地近接性評価割引、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、系統連系技術要件)(10社)
第7回(10月30日) 制度変更等に係る論点②(調整力コスト、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し)(10社)
第8回(11月6日) 制度変更等に係る論点③(需要地近接性評価割引) 意見募集の結果報告(10社)
第9回(11月13日) 制度変更等に係る論点④(調整力コスト)、費用の配賦・レトリック、検討を深めるべき論点①(10社)
第10回(11月20日) 検討を深めるべき論点②(10社)
第11回(12月2日) 査定方針案の検討(10社)

平成27年12月 2日 電気料金審査専門会合において査定方針案をとりまとめ
12月11日 第14回電力取引監視等委員会において査定方針を策定

託送供給等約款認可申請に係る査定方針について

個別費用項目の査定方針(ポイント)

(注)金額は、各社それぞれの申請額(3年平均)及び電力取引監視等委員会の査定による原価カット額を表示(一欄を除いて、億円単位未満は四捨五入)。

〇人件費

【北陸:255億円を▲2億円、中国:474億円を▲13億円、沖縄:87億円を▲14億円カット】

- 北陸・沖縄電力は、1人当たり販売電力量の水準(生産性)が低いことから、相応の人員分の給料手当等を託送料金原価から減額。
- 中国電力は、年金資産の期待運用収益率を1.3%から2.0%に変更して託送料金原価に反映。等

〇設備投資関連費用(減価償却費、固定資産除却費、事業報酬)

【北陸:410億円を▲17億円、中国:844億円を▲17億円、沖縄:205億円を▲23億円カット】

- 先行投資及び不使用設備等をレートベースから減額及びこれに係る減価償却費について託送料金原価から減額。等

(高経年化に係る設備投資計画)(設備投資関連費用の内訳)

【北陸:80億円を▲6億円、中国:49億円を▲2億円、沖縄:6億円を▲0.09億円カット】

- 北陸電力は、鉄塔・コンクリート柱等の申請数量が過大なもの、電線・光搬送装置等の申請単価が過大なものをレートベースから減額、中国電力は、鉄塔・変圧器等の申請単価が過大なものをレートベースから減額。
- これらに伴う減価償却費等を託送料金原価から減額。等

制度変更等に伴う査定方針(ポイント)

〇調整力コスト(人件費、設備投資関連費用等の内訳)

【北海道:125億円を▲29億円、東北:202億円を▲35億円、東京:626億円を▲51億円、中部:231億円を▲27億円、北陸:67億円を▲7億円、関西:346億円を▲47億円、中国:139億円を▲24億円、四国:67億円を▲11億円、九州:211億円を▲37億円、沖縄:151億円を▲66億円カット】

- 周波数制御・需給バランス調整のための固定費について、小売電気事業者が負担すべきと考えられる部分を託送料金原価から減額。
- 沖縄電力は、地域の特殊性を考慮しつつ、調整力コストの算定にあっての考え方を他の9社と統一。等

〇需要地近接性評価割引

- 割引対象電源に低圧系統に接続する電源を加え、割引対象地域を市区町村単位できめ細やかに設定。
- 現在、割引の適用を受けている発電設備については、潮流改善への貢献や事業者の予見可能性を考慮し、暫定的な措置として引き続き割引の対象とする。等

〇発電・送配電の設備区分見直し(減価償却費、事業報酬等の内訳)

【北海道:4億円を▲4億円、東北:7億円を▲4億円、東京:9億円を▲7億円、中部:10億円を▲4億円、北陸:3億円を▲2億円、関西:5億円を▲4億円、中国:7億円を▲4億円、四国:4億円を▲2億円、九州:8億円を▲2億円カット】

- 沖縄電力を除く9社について、発電側にも利益をもたらす設備について区分を見直し。

査定方針を踏まえた託送料金単価

(注)〇は申請値との差異。

【北海道電力】	38億円の原価削減により、低圧を8.76円程度(▲0.13円)、高圧を4.17円程度(▲0.11円)、特別高圧を1.85円程度(▲0.08円)に圧縮
【東北電力】	40億円の原価削減により、低圧を9.71円程度(▲0.05円)、高圧を4.50円程度(▲0.05円)、特別高圧を1.98円程度(▲0.04円)に圧縮
【東京電力】	89億円の原価削減により、低圧を8.57円程度(▲0.04円)、高圧を3.77円程度(▲0.03円)、特別高圧を1.98円程度(▲0.03円)に圧縮
【中部電力】	32億円の原価削減により、低圧を9.01円程度(▲0.02円)、高圧を3.53円程度(▲0.03円)、特別高圧を1.85円程度(▲0.02円)に圧縮
【北陸電力】	48億円の原価削減により、低圧を7.81円程度(▲0.27円)、高圧を3.77円程度(▲0.15円)、特別高圧を1.83円程度(▲0.08円)に圧縮
【関西電力】	63億円の原価削減により、低圧を7.81円程度(▲0.05円)、高圧を4.01円程度(▲0.04円)、特別高圧を2.02円程度(▲0.03円)に圧縮
【中国電力】	67億円の原価削減により、低圧を8.29円程度(▲0.16円)、高圧を3.99円程度(▲0.11円)、特別高圧を1.62円程度(▲0.06円)に圧縮
【四国電力】	14億円の原価削減により、低圧を8.61円程度(▲0.05円)、高圧を4.04円程度(▲0.05円)、特別高圧を1.79円程度(▲0.03円)に圧縮
【九州電力】	42億円の原価削減により、低圧を8.30円程度(▲0.06円)、高圧を3.84円程度(▲0.05円)、特別高圧を2.09円程度(▲0.04円)に圧縮
【沖縄電力】	110億円の原価削減により、低圧を9.93円程度(▲1.57円)、高圧を5.20円程度(▲1.38円)、特別高圧を3.01円程度(▲1.09円)に圧縮

第3 各種ガイドラインの整備

1. 電力の小売営業に関する指針

電力小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法等を遵守するための指針を示し、これにより電気の需要家の保護を図るため、新たなガイドライン（「電力の小売営業に関する指針」）を策定した。同指針は、委員会の下に設置した制度設計専門会合（座長：稲垣隆一 電力・ガス取引監視等委員会委員）において平成27年10月から3か月にわたって議論を行い、委員会から経済産業大臣に建議し、平成28年1月29日に経済産業大臣が制定した。

2. 適正な電力取引についての指針

電力小売全面自由化に合わせ、電力市場を競争的に機能させる観点から、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正な電力取引についての指針」についても所要の改正を行った。同指針についても、制度設計専門会合において平成27年10月から4か月にわたって議論を行い、委員会から経済産業大臣に建議し、平成28年3月7日に経済産業大臣が改定した。

上記1. 及び2. の指針の内容については、説明会の開催などを通じて、同年4月から電力小売市場に参入する事業者への周知徹底を図った。

3. 新しい火力電源入札の運用に係る指針

平成28年4月の電力小売全面自由化等の電気事業制度の見直しに伴い、火力電源入札制度の目的である適正な原価の形成を実現するため、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定を行った。同指針は、委員会の下に設置した火力電源入札専門会合（座長：細田孝一 神奈川大学法学部教授）において平成27年12月から4か月にわたり議論を行い、委員会から経済産業大臣に建議し、平成28年6月24日に経済産業大臣が改定した。

【「電力の小売営業に関する指針」のポイント】

（1）需要家への適切な情報提供

①望ましい行為

- ・一般家庭を始め低圧需要家向けの「標準メニュー」を公表すること。
- ・平均的な電力使用量における月額料金を例示すること。
- ・他社からの切替えの際、既存契約の解除に係る違約金等の発生の可能性を需要家に説明すること。
- ・自社のホームページやパンフレット、チラシ等で電源構成を開示すること。併せ

て、CO₂排出係数（調整後排出係数）を記載すること。

②問題となる行為

- ・料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を請求書に記載しないなど、需要家に示さないこと。
- ・「当社の電気は停電しにくい」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ・電源構成を訴求した営業行為を行う場合、電源の割合の計画を示さないことや実績値を事後的に説明しないこと。
- ・地産地消を訴求した営業行為を行う場合、発電所の立地場所や電気の供給地域について十分に説明しないこと。

（２）契約内容の適正化

○問題となる行為

- ・不当に高額の違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ・解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

（３）苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- ・送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合に送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- ・原因不明な停電発生時に、ブレーカーの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

- ・原因不明な停電に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

（４）契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

- ・契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ・需要家の意に反した過度な引き留め営業など、解除の申込みに速やかに応じないこと。
- ・契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給・特定小売供給を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

【「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項】

(電気事業法関連部分)

(1) 小売分野

- ・小売電気事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。
- ・誤解を招く情報提供により自社のサービスに需要家を不当に誘導することを、問題のある行為と位置付ける。

(2) 卸売分野

- ・常時バックアップの供給量に関する記載を追加（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）
- ・インサイダー取引、インサイダー情報の公表を行わないこと及び相場操縦を問題のある行為と位置付ける。

(3) 託送分野

- ・需要家への差別的対応の具体例として、送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自社の小売部門の需要家を優遇することを追加。
- ・需要家への差別的対応の具体例として、転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことを追加。

【「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の主な改定事項】

①火力入札制度の位置付けの見直し

火力入札制度の位置付けを見直し、経過的な措置である特定小売供給約款の料金の適正性を確保するためのものとするとともに、みなし小売電気事業者が本指針に基づき入札を実施する主体である旨を規定。

また、一時的な措置である経過措置料金規制を理由とした制度となることから、本制度の廃止も含めた不断の見直しを行うことが適当である旨を規定。

②入札が必要となる場合の明確化

これまで、どのような場合に入札が必要か明確化されていなかった点を見直し、みなし小売電気事業者及びその子会社等が新設・増設・リプレイスされる火力電源から供給を受けようとする場合は原則入札が必要としつつ、電源建設者の発意（注）で建設される場合は入札を不要とする旨を規定。

また、入札以外の方法により安価な調達が可能であることを火力電源入札専門会合で合理的に説明できる場合は入札不要とする旨を規定。

(注) 電源建設者の発意かどうかについては、以下の３条件の全てに適合する場合に、電源建設者の発意で建設されるものとする。

(a) 当該みなし小売電気事業者が、設備投資計画や資金計画の方針決定に関する当該電源の建設者への影響力を有していないこと

(b) 当該電源の建設に係る資金調達が、当該電源の売り先のみなし小売電気事業者及びその子会社等からの資金融通で行われていないこと

(※１) 長期での売電契約は安定収入を確保できる点で資金調達の一助となる面があるが、みなし小売電気事業者と長期契約を結ぶことだけでは、資金融通とは考えない。

(c) 当該電源の建設者が当該電源で発電した電気の供給先を公募で募集するなど、電気の供給先や供給条件に関する決定を当該電源の建設者が主体的に行う仕組みとなっていること

(※２) 公募の場合、調達規模や財務基盤などについて参加資格を設定することも考え得るが、参加資格が実質的にみなし小売電気事業者に限られる内容となっている場合は、電源建設者が主体的に売り先の決定を行っていると考えられない。

③離島電源の適用除外

離島電源を原則、火力入札の対象外とし、機器入札を適切に実施していない場合は、託送料金原価への算入を認めないことを前提に、燃料調達等については料金査定によって原価の適正性を個別に確認する旨を規定。

④上限価格の設定の柔軟化

電源の原価に基づき上限価格を算定するという規定を削除し、入札実施会社が定める上限価格が「適正な原価」としての合理性がある水準にとどまっていれば許容できることとする旨を規定（自社の発電部門及び子会社等の応札価格を上限価格とすることも認められる）。

⑤上限価格の審議時期の見直し

募集の開始前の段階で、上限価格の算定の考え方について、火力電源入札専門会合で審議する仕組みとする旨を規定。

⑥応札できる電源の限定の扱い

燃料の供給安定性の観点や高効率な火力発電からの調達の観点から求める性能を満たす電源に限定しての入札が問題とならないこと、エネルギーミックスとの乖離がある場合に燃料種を指定しての入札もあり得ることを規定。

⑦系統増強費用（一般負担分）や振替供給費用の扱いの見直し

一般送配電事業者が負担する系統増強費用（一般負担分）や振替供給費用についてはこれまで入札結果を評価する際に考慮されてきたが、一般送配電事業に係る費用であることから、みなし小売電気事業者が実施する入札結果の評価の際に考慮しないこととする旨を規定。

⑧その他

みなし小売電気事業者が他の小売電気事業者と共同で入札を実施することも可能な制度であることを規定。また、従来の指針では明確化されていなかった自社電源の一部分のみでの応札について、認められることを明記。

第4 広報、消費者保護対策

電力小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要。

そのため、委員会では、全国各地での説明会開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた情報発信、パンフレット・ポスターの配布、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

さらに、委員会が独立行政法人国民生活センターと消費者保護強化のための連携協定を締結（平成28年2月）し、両者が共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

さらに、委員会では、消費者に対し、電力自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するための周知イベント「電力自由化キャラバン」を全国各地で開催するなど、消費者保護のための取組を強化した。

【電力自由化に向けた消費者保護の取組例】

●各種説明会等の開催

ブロック別説明会（全国10エリア）、都道府県別説明会（消費者庁と協力し、50回程度）、消費者団体・企業での説明会（30回程度）を実施。

消費者をターゲットに、イベントホール、商店街、ショッピングセンターなどの集客施設で広報イベントを開催（３０箇所）。

●ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター２．５万部、パンフレット１５万部を作成し、各都道府県等に配布。全国の百貨店・スーパーで配布・掲示。東京メトロ駅構内における掲示。

●専用コールセンターの開設

消費者等からの自由化に関する相談や問合せに対応。

電力小売全面自由化開始前後の３月下旬から４月中旬にかけて、平日夜間及び休日も電話相談を実施。

専門の消費生活相談員による「家庭向け電力自由化なんでも１１０番」を実施（実施団体は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）。

●独立行政法人国民生活センターとの連携協定の締結

消費者から寄せられる契約トラブル等の情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国津々浦々の消費生活センターへ情報を発信。

国民生活センターと連携した研修会、勉強会を随時実施。

トラブル情報を踏まえた小売事業に係るルールの在り方についても検討。

●その他

関連ＷＥＢページの開設（Ｑ＆Ａ、相談窓口、６０秒解説、バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意）、経済産業省外壁への懸垂幕の掲示、約１，７００市町村への情報提供を実施。

法的トラブル解決のための情報提供（法テラスのコールセンター、全国の事務所（６１カ所）での情報提供）、県民、市民向け広報誌等を通じた情報発信、ブロック紙への広報記事の掲載、広報動画等を用いた情報発信を実施。

第２章 適正な取引確保のための厳正な監視等

第１ 電力小売全面自由化後の市場の動向

平成２８年４月から８月末までの累積スイッチング件数は、１４３万４，１８２件であった（内訳は、一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者から新電力への変更件数：１４３万１，８５５件、新電力から一般送配電事業者の供給区域のみなし小

売電気事業者への変更件数：1,608件、新電力間の変更件数：719件）。

他方、同期間におけるみなし小売電気事業者の規制料金メニューから自由料金メニューへの変更（社内変更）は、累積で176万3,991件となった。

また、平成28年8月における電気事業者の販売電力量の総量は764.2億kWhであった（内訳は、特別高圧：202.5億kWh、高圧：293.3億kWh、低圧電灯：230.3億kWh、低圧電力：36.9億kWh）。このうち、新電力の販売電力量の総計は60.6億kWh（内訳は、特別高圧：12.7億kWh、高圧：41.9億kWh、低圧電灯：5.4億kWh、低圧電力：0.3億kWh）であり、販売電力量全体に占めるシェアは約7.9%（特別高圧：6.3%、高圧：14.3%、低圧電灯：2.4%、低圧電力：0.9%）であった。

第2 監視に必要な情報の収集等

1. 定期報告徴収

委員会は、電力取引の監視に必要な情報を取得するため、平成28年2月、経済産業大臣に対し、電気事業者及び卸電力取引所から委員会に定期的に情報提供を行うこととするよう電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）を改正すべき旨を建議した。これを踏まえ、同年4月、同規則が改正された。

この改正により、電気事業者又は卸電力取引所が、委員会に定期的に報告することとなった情報は、次のとおりである。

取得先	定期報告徴収として取得する情報	取得周期
小売 電気事業者	販売電力量・供給需要家数	月次
	小売料金情報	四半期
	特定小売供給約款の契約変更状況	月次
	再生可能エネルギー電気の販売電力量・買取実績	年次
一般送配電 事業者	需要家のスイッチングに関する情報	月次
	インバランス発生状況	月次
卸電力 取引所	取引会員情報	随時
	インバランス係数（α値情報）	月次
	スポット市場における入札情報、約定情報	日時
	1時間前市場における約定情報	日時
	先渡市場における入札情報、約定情報	日時

当該電力取引の監視に必要な情報について、同年4月より、電気事業者及び卸電力取引所より定期的に情報を収集しており、同年7月に、同年4月分の販売電力量等の実績を、同年8月に同年5月分の販売電力量等の実績について結果を公表した。

2. インサイダー取引

(1) インサイダー取引に係る事業者説明会等

「適正な電力取引についての指針」において、卸電力市場におけるインサイダー取引及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは、電気事業法上問題となり得る旨が盛り込まれたことを踏まえ、委員会は、平成28年4月11日、発電事業者等を対象として、インサイダー取引及びインサイダー情報の公表について説明会を実施した。なお、その後速やかに、一般社団法人日本卸電力取引所においてインサイダー情報の公表に関するポータルサイト（発電情報公開システム）の運用が開始された。

(2) インサイダー取引の例外等に係る委員会への報告

「適正な電力取引についての指針」では、正当な理由があつてインサイダー取引を行う場合やインサイダー情報を適時に公表することができない正当な理由がある場合には、その理由を委員会に報告することが適当であるとしている。平成28年4月から8月までの間に、委員会が受領した正当な理由についての報告件数は、次のとおりであった。

【インサイダー取引の例外等に係る委員会への報告件数】

報告月	インサイダー取引に関する正当な理由の報告	インサイダー情報の公表に関する正当な理由の報告
4月	5件	1件
5月	9件	0件
6月	5件	0件
7月	5件	1件
8月	9件	0件
合計	33件	2件

なお、委員会に正当な理由の報告があつた件について、委員会が、インサイダー取引の例外に関し指導等を行ったものはないが、インサイダー情報の公表の例外に関し改善の指導を行ったものは2件あつた（当該2件はいずれも、発電所の停止情報を公表するための体制が不十分であつたことによるものであつた。）。

第3 小売電気事業者に対する指導等

平成28年4月の第2弾改正法の施行に伴い、電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視等を行った。また、委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、各地の消費生活センター及び委員会に寄せられた消費者の相談に関しプレスリリースを6回行い、相談事例の紹介及びアドバイスについて情報提供を行った。

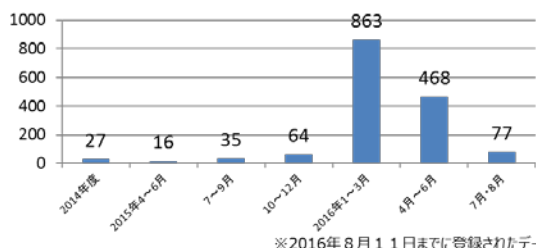
また、同年2月、日本ロジテック協同組合から登録申請の取下げを受け、同組合の既存の需要家の利益の保護に支障をきたすことのないよう監視を行うとともに、需要家保護のために適切な措置を講ずるよう、経済産業大臣へ意見を提出した。

【消費者からの相談事例】

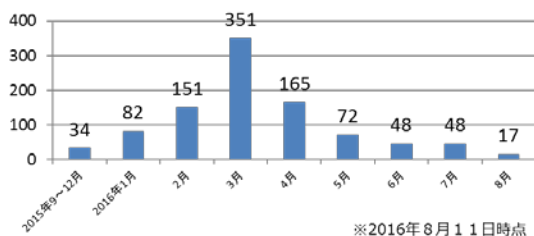
消費者からの相談の状況（平成28年8月時点）

- 小売全面自由化開始直前に最も御相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に係る相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



相談事例

- ◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。
⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることになります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。
- ◆小売事業者から電話があり、新プランへの変更を勧められた。しかし、検針票は発行せず、発行が必要な場合には有料と説明された。検針票が有料となるのは納得いかない。
⇒検針票の発行が無い場合もあります。契約を締結する前に、検針票の発行の有無や、発行の費用等を確認することが重要です。
- ◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。
⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

【小売電気事業者に対する改善指導事例】

小売電気事業者に対する改善指導等について

- 小売全面自由化に向け、小売電気事業者が行っている営業活動についての相談・問い合わせがコールセンター等に寄せられている。以下の事例について、事実関係の確認や指導を行ったところ、事業者により速やかに改善措置が講じられた。

【事例 1】メーター設置無料を「特典」と宣伝した例

内容：小売事業者 A の代理店 B の店舗において、当該事業者 A への切り替えの「特典」としてスマートメーターの設置が無料であることを宣伝しているとして、経済産業省のコールセンターに通報があったもの。 ※スマートメーターの設置は原則無料で行われる。ただし、これはどの事業者から小売供給を受ける場合であっても共通であり、「特典」とは言えない。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 A によると、スマートメーターへの切り替え無料を切り替えの「特典」として店頭で宣伝していた点について、既に問題と認識し撤去を指示していたが、一部店舗で徹底されていなかったとのこと。小売事業者 A から代理店 B に対して改めて当該広告媒体の撤去について指導を行った。

【事例 2】代理店の説明内容が誤解を招いた例

内容：小売事業者 C の代理店 D の社員が個人需要家に勧誘の営業を行った際に、「3 月末までに新たな契約を決めないと電気が止まる」旨の説明を行っているという相談が、当該需要家から経済産業省のコールセンター宛にあったもの。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 C から代理店 D に対して事実確認を行った。代理店 D によると、「3 月末までに申し込まないとセット割引が適用できない」という説明について、需要家の誤解を招いたということであり、代理店 D から当該需要家に謝罪して改めて説明を実施。

【事例 3】説明資料に誤りがあった例

内容：小売事業者 E の料金メニューについての説明資料において、小売電気事業は登録制であるにもかかわらず、審査・認可を受けた事業者である旨の記載がされていたもの。

※一般に、「認可」と「登録」では、異なる印象を与える可能性がある。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 E に対して誤りを指摘したところ、同社は、次回印刷分から記載を修正する旨表明した。

【事例 4】代理店による検針票の写真撮影を伴う勧誘例

内容：「弊社は小売事業者 F と業務提携しており、検針票を写真に撮らせてもらえば、それを用いてより良いメニューの提案ができる。」と言われ、検針票の写真を撮られた。その後、承諾書に署名するように言われたが、信用できないと思い保留した。後刻、業務提携しているとされた小売事業者 F に電話で確認をしたが、そのような業務は行っていないと言われた。

事実関係の確認・指導

対応：小売事業者 F に確認・指導を行った結果、以下の対応がとられた。

- ①代理店 G に対して、検針票の写真撮影等の個人情報の取得を伴う営業活動を行う場合には、その目的について適切に説明した上で需要家の承諾を得よう指導した。
- ②コールセンターにおいて、業務提携している代理店等に関する問合せにも適切に対応できるよう、情報共有を徹底した。

【事例 5】不適切な営業活動

小売事業者 A の代理店で電気事業以外の事業を営む事業者から当該事業に関する設備点検という名目で訪問を受けたが、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けた。そして、十分な説明もないまま、契約を締結したとされた。（コールセンター等への複数の需要家からの情報提供）

事実関係の確認・
改善指導

代理店による訪問営業において、①訪問前に電気の営業活動も行われることを告げない、②宅内設備の点検と電気の営業活動の区切りが明確でない、③営業活動の開始時点では電気の供給者が変わることを明確にしない、といった、不適切な営業活動が行われていたことが判明。

小売事業者 A は営業フローや代理店向けのマニュアルを見直し、①訪問前の通知文で電気の営業活動も行われることを明示する、②電気の営業活動を開始する前に、電気の営業を行うことの承諾を得てから始めることとする、③営業活動の最初の段階で電気の供給者が変更となることを明確にすることとした。また、代理店に対し改めて研修を実施した。

【事例 6】ホームページにおける加入条件の明確化

小売事業者 B の提供する一般家庭向けの電気料金メニューに加入するためには、当該事業者の提供する他の商品・役務とセットになったプランに加入する必要がある旨記載されていたが、電気だけでの契約が可能か否か、電気だけで契約する際に適用される料金が明確でなかった。

検討依頼

当該事業者に対し、消費者へのわかりやすさの観点から、ホームページにおいてこれらの点を明確化する必要があるか検討を求めた。

その結果、当該事業者において、ホームページにおける記載を追記し、電気だけでの契約が可能であることや、その際に適用される料金が明記された。

【事例 7】問合せ先の記載の適正化

小売電気事業者 A のホームページの Q & A において、停電時の問い合わせ先について、小売電気事業者としても苦情・問合せ処理義務があるにも関わらず、「地域の一般送配電事業者が対応するので、一般送配電事業者へお問い合わせください」とだけ記載されていた。

事実関係の確認・
改善指導

小売電気事業者 A に対し、小売電気事業者は、自らの義務として苦情・問合せ処理義務があるため、停電の問合せについては対応しないかのような記載を修正するよう指導を行った。

その結果、ホームページの Q & A の記載が修正され、停電時の連絡先に、小売電気事業者 A が追記された。

【事例 8】小売電気事業者の明確化

小売電気事業者 B の代理店として販売活動を行っている事業者 C が、自らは代理店であり、小売電気事業者は B であることを明確にせずに、自社の名前を使って営業活動を行っていた。

事実関係の確認・
改善指導

事業者 C に対し、消費者の誤解を招くおそれがあることから、ホームページ等において、事業者 C ではなく小売電気事業者 B が小売電気事業者であることを明確にするよう指導を行った。

その結果、事業者 C において、ホームページにおける記載を追記し、小売電気事業者 B が小売電気事業者である旨の記載が追記された。

第4 一般送配電事業者に対する指導等

1. 東京電力パワーグリッドから小売電気事業者に対する電気使用量の確定通知の遅延問題

平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、各需要家の電気使用量は、毎月、東京電力パワーグリッド等の一般送配電事業者が検針し、小売電気事業者へ通知する仕組みとなった。こうした中、東京電力パワーグリッドにおいて、情報システムの不具合等により、同月から電気使用量の小売電気事業者への通知遅延が発生した。

これにより、小売電気事業者から各需要家に対する電気代の請求が遅れるなどの影響が生じることとなった（未通知件数は、同年5月から8月までの間、約2万件で推移）。

本件は、同年5月19日に、同社から委員会へ報告があり、これに対して、翌20日付け及び6月3日付けで、システムの不具合の詳細と対策等を求める報告徴収を行った。これらの報告徴収に対する回答などを受け、委員会において検討を行った結果、①約2万件に及ぶ最終需要家に影響が生じていること、②小売電気事業者の切替えを行った最終需要家にとっては、切替えをした結果、電気料金の請求書送付が遅れた形となり、切替先の小売電気事業者の信用に影響が生じていることなどが確認され、電気事業法第66条の11第1項に規定された「電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」に該当すると判断したため、同月17日付けで、同社に対し、業務改善勧告を発出した。具体的な内容は以下のとおりである。

（業務改善勧告の概要）

- ・ 具体的かつ効果的な改善計画の策定（小売電気事業者及び小売電気事業者の需要家への対応を含む。）
- ・ 計画実現のための体制整備
- ・ 改善計画の的確な実施と定期的な検証・報告

本勧告に基づき、同社は、同年7月1日付けで改善計画を策定した。具体的な内容は以下のとおりである。

（改善計画の概要）

- ・ 通知遅延対策
再度個々のメーターの検針データを確認する作業を実施等
- ・ 小売電気事業者及び小売電気事業者の需要家への対応
小売電気事業者の需要家向けの問合せ専用窓口の開設等
- ・ 経営管理体制の強化等
遅延解消対策の執行状況を監視するチェック機能の強化

その後も、委員会は、同社の改善計画の実施状況について月2回報告を受け、状況をフォローするとともに、委員会事務局の職員が月2回程度同社を訪問し、状況を把握し、追加的な対策を求めるなど、問題の解決に向けた指導を行った。同年8月26日には、同社社長に本委員会での説明を求めるなどの対応を行った。引き続き、事態の正常化に向けて、指導を続けているところである。



2. 計画値同時同量制度への移行に伴い発生した計画値不整合等の下でのインバランス精算問題

平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、発電電力量と需要電力量の差分（インバランス）に係る費用は、計画が適切なものであることを前提に、発電・需要計画と発電・需要実績との差に基づき、発電事業者及び小売電気事業者と一般送配電事業者との間で精算することとする計画値同時同量制度が開始された。しかしながら、制度移行に際して事業者の準備・習熟が必ずしも十分でなかったことや、電力広域的運営推進機関が提供する広域機関システムによる計画チェック機能開発の一部遅延などにより、発電事業者及び小売電気事業者が作成・提出する計画に多数の誤りが発生した。

これらの誤った計画に基づきインバランス精算を行うと、実態から乖離した料金精算が多数発生するおそれがあったため、資源エネルギー庁は、インバランス精算を行う前に、事業者間で計画の誤りを訂正するプロセスを設け、実態から乖離した料金精算を最小化することとした。具体的な訂正プロセスは以下のとおりである。

（計画誤りの訂正プロセス）

- （1）提出のあった発電／需要計画と発電／需要実績に基づき、一般送配電事業者がインバランス量を算定の上、発電事業者及び小売電気事業者へ通知。
- （2）発電事業者及び小売電気事業者が通知内容を確認の上、自らの計画に誤りがあったときは、一般送配電事業者に対し、計画値の訂正を申入れ。
- （3）一般送配電事業者が資源エネルギー庁にて定める一定の基準に基づき対象事業者を選定の上、発電事業者及び小売電気事業者に対し、インバランス算定の元となった計画値の妥当性の確認を申入れ。
- （4）計画の訂正について事業者間で合意できない場合には、資源エネルギー庁を通じて委員会に対してあっせん・仲裁の申請を行い、電力・ガス取引紛争

処理マニュアルに基づいた紛争処理プロセスの過程において、第三者も交えた形で訂正值の妥当性を検討し、訂正についての合意を目指す。

(※) 上記の訂正プロセスは、事業者が計画作成において十分に習熟する同年6月分まで行うこととする。

委員会においては、資源エネルギー庁とともにインバランス精算に際して誤った計画をどのように取り扱うべきかについて関係者協議に参加し、事態の正常化に取り組んだ。なお、同年8月末時点において、計画誤りの訂正プロセスにて、事業者間の協議がまとまらず委員会に対するあっせん・仲裁の申請に至ったものは、発生していない。

第5 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

家庭などの規制部門に適用される電気料金については、原価算定期間終了後に小売電気料金の原価の洗い替えを行わない場合において、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及び旧一般電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施している。

○経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する（必要に応じて電気事業法に基づく料金値下げに係る変更認可申請命令の発動の可否を検討する）。

○旧一般電気事業者各社において、規制部門と全社計に区分した人件費等の実績値の比較結果をホームページで公表する。

また、東京電力については、平成24年の料金値上げ時に、継続的に監視していくこととされており、東日本大震災後、初めて行われた値上げに係る原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表においても平成27年度に事後評価を行う旨が記載されている。

平成27年度の事後評価について、経済産業大臣より平成28年3月10日に任意の意見の求めがあったことから、これらを踏まえ、原価算定期間が終了している旧一般電気事業者4社（東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力）について、電気料金審査専門会合において、料金適正化の観点から、電力会社ごとに原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価を実施した。

【事後評価のポイント】

A 東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力

原価算定期間終了後の事後評価において、電気事業法第23条第1項・電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2（20）④に基づく値下げ認可申請の必要がないか。

①電気事業利益率による基準

②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

B 東京電力の事後評価に関する追加手続

①料金原価と実績費用の比較

個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。
なお、実績が料金原価を上回っている費目は以下のとおり。

- ・人件費
- ・燃料費
- ・購入電力料
- ・原子力バックエンド費用

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

③経営効率化への取り組み

経営効率化への取り組みは着実に進捗しているか。

<事後評価の結果>

A 東京電力、北陸電力、中国電力、沖縄電力

原価算定期間終了後の事後評価において、電気事業法第23条第1項・電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2（20）④に基づく値下げ認可申請の必要は認められなかった。

①電気事業利益率による基準

過去3年の電気事業利益率の平均値は、東京電力（1.6%）、北陸電力（0.1%）、中国電力（0.3%）、沖縄電力（3.0%）となっており、基準値である10社10

年平均値 3.4%を下回っていることから、当該基準には該当しなかった。

	東京	北陸	中国	沖縄	10社平均
平成24年度	▲3.4%	▲2.2%	▲1.7%	2.7%	
平成25年度	4.2%	0.9%	▲0.8%	2.8%	
平成26年度	4.0%	1.7%	4.1%	3.5%	
3年度平均	1.6%	0.1%	0.5%	3.0%	10年平均 3.4%

②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

①の基準に該当していないことから、②の検討は不要。

B 東京電力の事後評価に関する追加手続

①料金原価と実績費用の比較

個別費目が、料金原価を上回っている以下の4つの費目について、増減要因を確認した。結果、合理的な理由なく上回る実績となっているものはないことを確認した。

- ・人件費
- ・燃料費
- ・購入電力料
- ・原子力バックエンド費用

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率には、規制部門 1.7%、自由化部門▲1.6%と利益率に差異が生じている。

経営効率化等による固定費の削減効果（利益を増やす効果）が固定費比率の相対的に高い規制部門で大きく影響を及ぼし、原子力発電所の停止、燃料価格の上昇等に伴う燃料費の負担増の影響（利益を減らす効果）が、変動費比率の相対的に高い自由化部門で大きくなっていることから、差異は合理的な要因に基づくものであることを確認した。

③経営効率化への取組

経営効率化額は、料金改定時（2,785億円）と比較して、実績（6,975億円）が約2.5倍となっており、料金原価策定時よりも深掘りが行われていることを確認した。

第6 監査

電気事業法に基づき、旧一般電気事業者10社及び卸電気事業者1社（※）に対し監査を実施した。

（※）平成27年度における卸電気事業者は2社だが、委員会発足前に資源エネルギー庁において1社の監査を実施済。

平成27年度監査においては、平成28年4月からの電力小売全面自由化に伴い、送配電部門の中立性確保が一層の重要性を増している状況に鑑み、託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認したほか、送配電部門の一層の中立性の確保のため、「望ましい行為」についても旧一般電気事業者等の取組状況を確認した。

監査の結果、電気事業法第66条の11に基づく電気事業者に対する勧告並びに同法第66条の12に基づく大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を2事業者（4件）、書面による所要の行政指導を6事業者（6件）に対して実施した。

【監査結果の概要】

<総論>

平成27年度において実施した監査の結果については、監査実施者から10件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の11に基づく電気事業者に対する勧告並びに同法第66条の12に基づく大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を2事業者（4件）、書面による所要の行政指導を6事業者（6件）に対して実施した。

なお、平成27年度において重点監査項目として実施した託送供給に伴う禁止行為に対する監査のうち、「適正な電力取引についての指針」に規定する公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」の各社の取り組み状況は以下のとおりであった。

<託送供給に係る情報の取扱いについて>

i. 社内規程等

各社とも、託送供給に関する情報管理規程等を整備、公表し、託送供給関連部門とその他の部門との託送関連情報の管理方法や物理的遮断措置、社内手続等について明確化していた。

ii. 管理体制

各社とも、託送関連情報の管理責任者や情報管理者等を定め、託送情報の適切な管理や対策について義務づけていた。

なお、「適正な電力取引についての指針」において「望ましい行為」とされている託送関連情報の管理責任者の選任に関し、北海道電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力及び電源開発においては、社内規程等により託送関連情報管理統括責任者（本部長級）の下に託送関連情報を取り扱う各所属長による情報管理責任者等の設置がなされており、階層的に託送関連情報の管理状況の把握、必要に応じた改善指導、管理状況の報告を行うなど積極的な取り組みが図られていた。

iii. 物理的遮断措置

「適正な電力取引についての指針」において「望ましい行為」とされている託送供給関連部門とその他の部門との物理的遮断に関し、本年度監査で図面等を確認した範囲内にあつては、北海道電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力及び九州電力においては、本社・支社・営業所等を含め、社内全域での託送供給関連部門とその他の部門との物理的遮断（別フロア化、個室化、電子錠化、パーテーション設置、注意喚起の張り紙等）が積極的に行われていた。

iv. 電子情報のアクセス制限

各社とも、共有サーバ上の専用フォルダや託送関連システムへのアクセス制限を行っており、他部門の職員がアクセスできないよう措置していた。

v. 託送関連情報の遮断の確保

各社とも、託送関連情報の情報遮断を確保するため、人事交流に当たって行動規範を作成し、これに則り送電サービスセンター（＝送電ＳＣ（電力託送センター、ネットワークサービスセンター（ＮＳＣ）等）と中央給電指令所から発電・小売部門等との情報遮断の確保について措置し、送電ＳＣや中央給電指令所から営業部門等への異動を制限することとしていた。また、他部門と共有する情報については、符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないよう情報管理の徹底を図る会社も見られた。

第7 紛争処理

電気事業法の規定により、委員会は電力取引に係る契約等についてのあっせん及び仲裁を行うことができることとされた。この規定に基づき、以下、それぞれの処理状況を示す。

【処理状況】

1. あっせん及び仲裁の申請件数
0 件

2. あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

0件

3. あっせんにより解決した事件の件数

0件

4. 仲裁判断をした事件の件数

0件

5. 苦情申出の件数

0件

6. その他、あっせん及び仲裁に係る委員会の事務に関する重要な事項

(1) あっせん委員および仲裁委員の候補者の指定及び仲裁委員の名簿の作成

あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（第2弾改正法第1条の規定による改正前の電気事業法第37条の2第3項及び第37条の3第3項）。

これらの規定に基づき、平成27年9月1日、あっせん委員及び仲裁委員の候補者として、以下の者を指定した。また、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第43号）第1条による改正前の電気事業法施行令第2条の6の規定に基づき、仲裁委員の名簿（別添1）を作成した。

（委員）

- ・稲垣 隆一
- ・林 泰弘
- ・圓尾 雅則
- ・箕輪 恵美子

（特別委員）

- ・小宮山 涼一
- ・田中 誠
- ・堤 あづさ
- ・村上 政博
- ・若林 亜理砂

(2) 電力取引監視等委員会紛争処理規程の策定

電力取引監視等委員会令（平成27年政令第309号）第4条の規定に基づき、あっせん及び仲裁の手續の細目を定めるため、平成27年9月1日、電力取引監視等委員会紛争処理規程（20150901電委第9号。別添2）を策定した。

(概要)

- ・公正性及び独立性に疑義のある事情がある場合における、あっせん委員及び仲裁委員の指名の欠格・回避・事実の開示に関する規定【第1条、第2条及び第8条】
- ・手続の分離又は併合、準備手続、証拠資料の閲覧等の手続の細目に関する規定【第4条、第10条及び第12条等】

(3) 紛争処理に係る情報提供について

電力取引監視等委員会紛争処理規程第13条及び第14条の規定に基づき、平成27年9月17日、あっせん又は仲裁の手続に係る資料の公開等について別添3のとおり決定した。また、同日、委員会は毎年紛争処理に関する処理件数を公表するほか、上記扱いを踏まえつつ、当事者間の問題解決や紛争防止に資するように、可能な範囲で紛争処理に関する先例の情報提供に努めることとした。

(概要)

① あっせん・仲裁の手続の資料の公開【第1条】

あっせん・仲裁の手続は非公開であることから、あっせん委員、仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料については、原則として公開しない扱いとする。

ただし、委員会は、当事者が公開に承諾する場合又は不開示情報等の記載がなく紛争解決の妨げとなる事情等もない場合には、当該資料を一般の閲覧に供することができることとする。

② あっせん・仲裁の手続に関する事実の公表【第2条】

委員会は、当事者が公表に承諾する場合又は不開示情報等の記載がなく紛争解決の妨げとなる事情等もない場合には、あっせん又は仲裁の手続に関する主な経過、当事者の主な主張及び結果の概要を公表できることとする。

(4) 電力取引紛争処理マニュアルの作成

あっせん・仲裁、苦情の申出対応等の紛争処理制度の細目は、電気事業法、政省令、紛争処理規程等にまたがって定められている。実務の利便に供するため、平成27年9月17日、これらを整理して手続の流れを説明し、あわせてフローチャートを記載した電力取引紛争処理マニュアルを作成した。本マニュアルは委員会のホームページにおいて、一般に公表している。

第3章 更なる効率化、競争促進のための取組

第1 卸電力市場の活性化に向けた検討

1. 卸電力市場の動向

電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、卸電力市場の活性化が不可欠である。このため、委員会は、卸電力市場の動向について必要なモニタリングを実施している。

例えば、第4回及び第8回制度設計専門会合では、一日前市場（スポット市場）、時間前市場及び先渡市場に係る卸電力取引所における取引の動向、余剰電力の取引所への供出、電源開発の保有する電源の切出し等の旧一般電気事業者による自主的取組みの動向、卸電力取引所における約定量、約定価格の推移、新電力の電力調達状況、小売市場におけるシェア推移、部分供給の実施状況等について報告した。

なお、平成27年9月における卸電力取引所のスポット市場における月間約定量は11.9億kWhであったことに對し、平成28年8月においては月間約定量が20.5億kWhに達しており、約定量が約1.7倍に増加した。また、旧一般電気事業者が自主的取組として実施している電源開発の電源の切出しについては、同年4月、新たに東京電力エナジーパートナーと沖縄電力が、それぞれ3万kWと1万kWの電源を切出した。

2. 制度設計専門会合における卸電力市場の活性化に向けた議論

前記1.のほか、制度設計専門会合では、卸電力市場を活性化させるための取組等についての議論等を行った。

具体的には、第4回制度設計専門会合では、卸電力市場の現状、課題認識及びその後の議論の進め方について整理・議論した。第5回及び第6回制度設計専門会合では、東京電力、中国電力、九州電力、エネット、F-Power、日本卸電力取引所及び電源開発から、卸電力市場の活性化についてのヒアリングを行った。なお、これら会合での議論を踏まえ、一部の旧一般電気事業者は、これまで入札に對応していなかった電源を入札する旨や、予備力確保の在り方を改善する等の従前の自主的取組を改善する旨表明した。また、卸電力市場における約定量を増加させるため、卸電力取引所における売りブロック入札数上限の見直し、買いブロック入札の導入が行われることとなった。

第8回及び第9回制度設計専門会合では、卸電力市場の取引量に影響を及ぼすと考えられる諸施策について検討、分析するとともに、欧州において卸電力市場の取引量が拡大していった経緯や、グロスビディングを含め当局が検討又は実施した施策等を概観し、我が国の卸電力市場を活性化するための方策等についての議論を行った。

第2 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方の検討

制度設計専門会合では、平成27年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、①送配電網の維持・運用コストの抑制・低減、②公平性の確保、③イノベーションの促進、の観点から、関係事業者等へのヒアリングを行いつつ、検討を進めてきた。

平成28年7月の第9回制度設計専門会合においては、それまでの検討の内容を踏まえ、一旦論点整理を行った。具体的には、

- ・ 発電事業者の負担の在り方、
- ・ 小売電気事業者の負担の在り方、
- ・ ネットワーク利用の効率化の推進、

と論点を大きく3つに分け、また、これらは相互に深く関連することから、今後、一体として、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととされた。

第3 電力の小売営業に関する指針の改訂

「電力の小売営業に関する指針」で「望ましい行為」とされている電源構成及びCO₂排出係数の開示状況、標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況などについて実態を把握するため、平成28年4月1日時点で登録済みの小売電気事業者276社に対して取組状況調査を実施し、250社から回答の提出を受けた（回答率91%）。

「電力の小売営業に関する指針」については、当該取組状況調査の結果及び制度設計専門会合における議論等を踏まえ、改定について審議を行い、小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページ等において分かりやすく公表することを「望ましい行為」として追加する等の改定を行うことについて委員会から経済産業大臣に建議し、平成28年7月22日に経済産業大臣が改定した。

取組状況調査の主な内容

- ① 電源構成の開示（平成28年3月1日及び5月1日時点の状況、今後の方針）
- ② CO₂ 排出係数の開示（同上）
- ③ 低圧向けの標準メニューの公表（平成28年5月1日時点の状況、今後の方針）
- ④ 低圧向けの月額料金例の公表（同上）
- ⑤ 電源構成を供給の特性とするメニュー（メニューの有無、内容）
- ⑥ 地産地消を供給の特性とするメニュー（同上）
- ⑦ 一般家庭への供給の意向
- ⑧ 代理店等に関する情報の公表状況

※③～⑥の調査については、一般家庭への供給の意向がある事業者のみ回答を求めた。

第4 ネガワット取引に係る環境整備

従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるデマンドリスポンスが重要視されるようになった。

エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）では、デマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（いわゆるネガワット事業者）を介すなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組みであるネガワット取引の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し、需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。

当該環境整備の一環として、平成29年4月1日の第3弾改正法の一部施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が電気事業法上規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられることになる。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者等に転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備されることとなる。

このような中、制度設計専門会合では、ネガワット取引の適正な実施の確保を図るため、需要抑制により得られる電気を転売するネガワット事業者に対し求める規律などについて検討を行っている。

第5 一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る検討

平成28年4月1日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第2弾改正法が施行され、これまで旧一般電気事業者が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持等の高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなり、一般送配電事業者はアンシラリーサービスの実施に必要な電源等を調整力として発電事業者等から調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者等による競争が進み、多様な発電事業者等の参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、平成28年度から行われる一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられている。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、委員会の下に設置した制度設計専門会合において、同年4月から7月にかけて、公平性や透明性が確保された公募調達の実施方法や委員会による監視の在り方等について議論を続け、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」として、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法等を取りまとめた。

（主な検討内容）

- ・ 公募調達の実施時に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算等の主な契約条件、落札の評価等の考え方
- ・ 公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額等の開示の考え方
- ・ 公募調達の実施後に行う監視の在り方

委員会では、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づいた指針を制定することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要であると判断したため、同年8月に、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対して指針の制定についての建議を行うことを前提として、パブリックコメントを開始した。パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに経済産業大臣に対して建議を行うこととしている。

第6 電力市場における競争状況の評価に向けた検討

自由化された電力市場における競争の進展状況をきめ細かく把握すること、より競争的な電力市場の実現など、あるべき市場環境を実現するための施策の検討に必要な情報を集めること、今後の市場の方向性について市場参加者や需要家に予見可能性を与えることを目的に、競争レビューを実施し、電力の卸売市場・小売市場における競争状況を把握することを決定した。

まずは、数年間にわたり効力を有する「基本方針」と、各年度の評価対象を定める「実施細目」について検討し、競争状況の分析における評価軸・評価基準をあらかじめ定めた上で、第1回の競争レビューを実施することとした。

(基本方針)

- ・競争評価の背景、目的、基本スタンス、分析・評価の方針など、競争評価の全体像を提示。
- ・数年間にわたって効力を有し、これに従って各年度の競争評価を実施。

(実施細目)

- ・競争評価を実施するに当たり、分析・評価内容の概要を示すため、各年度に策定。
- ・分析・評価を行う対象サービス（領域）、分析・評価の視点、収集する情報等を規定。

第4章 ガス小売全面自由化に向けた取組等

第1 ガス小売全面自由化に向けた取組

平成29年4月のガス小売全面自由化に先立って、平成28年8月からガス小売事業者の事前登録受付を開始した。

同月末までに、2件の事前登録申請を受け付けた。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがあるが、委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

ガス託送料金については、第3弾改正法附則第18条第1項に基づき、一般ガス事業者から認可申請が出された場合、経済産業大臣（経済産業局所管分については経済産業局長）は、委員会の意見を聴いた上で、認可を行うこととなっている。

ガス小売全面自由化の実施に向けて、同年7月末に大手3社の東京ガス、東邦ガス、大阪ガスを始めとする、託送供給約款を制定する必要がある一般ガス事業者127社が、小口向けを含む新たな託送料金等を内容とする託送供給約款の認可申請を行った（一般ガス事業者203社のうち、託送供給約款を制定する必要があるのは、他社と導管がつながっている一定規模以上の事業者127社。）。これを受け、同年8月1日に経済産業大臣から、委員会に対して意見の求めがあった。

経済産業大臣からの意見徴収を受け、委員会は、以下の方針で託送供給約款の審査を進めることとした。

東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの大手3社については、託送供給約款の認可に当たって、委員会の下に設置した料金審査専門会合（座長：安念潤司 中央大学法科大学院教授）において、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査することとした。

北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスの準大手7社については、委員会事務局又は各経済産業局において、料金審査専門会合の委員から個別に意見を聞き、かつ、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査することとした。

その他の一般ガス事業者117社については、委員会事務局又は各経済産業局において、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査することとした。

また、全ての一般ガス事業者の審査に当たって、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ審査することとし、透明性の高いプロセスを経ることとした。

第2 熱供給事業の規制の合理化に係る取組

平成28年4月1日の第3弾改正法の施行に伴い、熱供給事業者の登録受付を開始し、順次審査を行った。

同年8月末までに、1件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、1件が登録された。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがあるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。